

新 旧 対 照 表

新	旧
<p style="text-align: center;">高知県地域公共交通支援事業実施要領</p> <p>第1 目的 この要領は、高知県地域公共交通支援事業費補助金交付要綱（以下「要綱」という。）第17条の規定に基づき、高知県地域公共交通支援事業の実施に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>第2 略</p> <p>第3 実績報告書に添付する資料 要綱第11条第1項の「別途要領に定める書類」は次のとおりとする。</p> <p>略</p> <p>（附 則） この要領は、平成31年4月1日から適用する。</p> <p>（附 則） この要領は、令和3年4月1日から適用する。</p> <p><u>（附 則）</u> <u>この要領は、令和5年4月1日から適用する。</u></p>	<p style="text-align: center;">高知県地域公共交通支援事業実施要領</p> <p>第1 目的 この要領は、高知県地域公共交通支援事業費補助金交付要綱（以下「要綱」という。）第19条の規定に基づき、高知県地域公共交通支援事業の実施に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>第2 略</p> <p>第3 実績報告書に添付する資料 要綱第12条第1項の「別途要領に定める書類」は次のとおりとする。</p> <p>略</p> <p>（附 則） この要領は、平成31年4月1日から適用する。</p> <p>（附 則） この要領は、令和3年4月1日から適用する。</p>